

一般財団法人習志野市開発公社 公告第2号

一般財団法人習志野市開発公社定款第41条の規定により、土地の売払に係る一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和元年10月1日

一般財団法人習志野市開発公社
理事長 眞 殿 弘 一

- 1 一般競争入札（郵便入札）により売却する物件（土地）
 - (1) 物件の表示 習志野市谷津二丁目596番5 地目：雑種地 地積：193.72㎡
 - (2) 入札最低売却価格 金35,070,000円
 - (3) 売却条件
 - ア 都市計画法、建築基準法及びその他諸法令を厳守すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。
 - (1) 平成30年度（法人においては最新の年度）の都道府県民税及び市区町村民税を滞納していない個人又は法人。ただし、個人にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人及び被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等並びに第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - ※ 上記（2）のことを確認する必要があるときには、習志野警察署へ照会する。（法人の場合には、法人の役員を含む。）
 - ※ 照会をかけるにあたり、個人及び法人の役員の「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」を提供すること。
 - (3) 上記（1）（2）のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本入札の開札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

3 入札参加申請

入札参加を希望する者は、「一般財団法人習志野市開発公社所有地一般競争入札参加申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、次に掲げる書類を同封して郵送（書留または簡易書留に限る。）又は持参により提出すること。その際、使用する封筒の表には必ず「参加申請書在中」と赤字で明記し、裏には住所又は所在地及び氏名又は商号・名称を記載すること。

ア 個人の場合：平成30年度分の都道府県民税及び市区町村民税の納税証明書、住民票の写し（世帯全員記載のもの）、身分証明書

イ 法人の場合：最新の年度分の都道府県民税及び市区町村民税の納税証明書、履歴事項全部証明書

ウ 質問書（質問がある場合）

(1) 申請期間

令和元年10月16日（水）から同月23日（水）まで午後4時必着まで

※ 持参の受付は、16日から18日、21日及び23日の午前9時から午後4時までとします。

(2) 入札参加受付の確認

入札参加受付書が郵送で届いたときは、電話にて受理した旨を連絡いたします。連絡がない場合には、10月23日（水）午後4時までに必ず当公社へ連絡してください。

4 契約条件を示す場所及び日時

(1) 契約条件

本公告、一般競争入札売払応募申請要領（以下「応募要領」という。）、公社所有地売払要件書及び物件調書に記載する内容

(2) 掲載場所

一般財団法人習志野市開発公社ホームページに掲載する。

※ホームページアドレス「<http://www.n-kousya.or.jp/>」

(3) 掲載開始日

令和元年10月1日

5 質問回答

入札等にあたり質問がある場合には、「質問書」に必要事項を記入し、「一般財団法人習志野市開発公社所有地一般競争入札参加申請書兼誓約書」と同時に提出すること。

ア 提出期限 令和元年10月16日（水）から同月23日（水）午後4時まで

なお、質問に対する回答は、令和元年10月24日（木）に入札参加全者に対し、ファクシミリ又は電子メールにて通知する。（質問がない場合は、通知をしない。）

また、回答に特別時間を要する場合は、別途通知する。

6 入札方法

(1) 入札書提出方法

ア 入札書の提出方法は、郵送で行わなければならない。

イ 参加者は、一般財団法人習志野市開発公社業務課宛てに当社のホームページの一般競争入札売払応募申請要領に掲載する様式により、入札書を作成し、指定した入札書提出期限までに到達するように郵送しなければならない。

郵送に当たっては、一般財団法人習志野市開発公社ホームページの本公告に掲載する一般競争入札売払応募申請要領の「郵送による入札書の提出について」に従う。

なお、入札書提出期限までに到達しなかったもの及び持参した入札書は無効とする。

ウ 郵送の方法は、書留または簡易書留のいずれかとしなければならない。

エ 入札書には、入札金額等を応募要領3-(5)-オの記載方法に従い記入すること。

(2) 入札金額

入札最低売却価格以上の金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書提出開始

令和元年10月24日(木)

(4) 入札書提出期限

令和元年10月30日(水)午後4時まで(必着)

※入札書提出開始前又は提出期限後に到着した入札書は無効とします。

(5) その他

ア 入札に関することについては、応募要領による。

イ 入札などにかかる費用は、応札者の負担とする。

7 開札

(1) 開札日時及び開札場所

ア 日時 令和元年10月31日(木) 午前10時00分

イ 場所 一般財団法人習志野市開発公社 会議室

(2) 開札立会人

開札は、入札参加者の中から抽選により決定した2者の立会いのもと執行する。

この場合、やむを得ない理由により2者が開札に立ち会えないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(3) 開札に当たっては、立会人を含む入札参加者(個人の場合は、入札書に記載された本人又は代理人・法人の場合は、入札書に記載された代表者又は代理人の内1名に限る。)以外の入室はできない。

(4) 開札会場への入室の際は、本人であることを証明するもの(運転免許証や写真付社員証など)を提示しなければならない。

(5) 開札立会人は、開札終了後に署名をしなければならない。

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外を使用した入札
- (3) 入札参加受付書の交付を受けていない者のした入札
- (4) 必要事項を欠く入札書による入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札最低売却価格を下回った金額による入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 応募要領に違反した入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約予定者の決定

本入札において、最高価格入札者を落札者とし、契約予定者とする。

11 その他

- (1) 入札に提出された資格確認資料などは、一切返却しない。
- (2) 落札後、落札者名及び落札価格は公表する。
- (3) 募集などに係る費用は、応募者の負担とする。

12 問い合わせ先

名称 一般財団法人習志野市開発公社 業務課

住所 習志野市秋津3丁目7番1号（中央消防署 秋津出張所 4階）

電話 047-454-1201

FAX 047-451-3156